

性的少数者に関する団体・有識者へのヒアリング結果について

1 概要

2023年6月から7月に、本県内で活動されている、性的少数者に関する団体や有識者にヒアリングを実施したものの。

2 総括

ヒアリングした結果、カップル等の関係性を証明する制度を県が導入することに賛成であり、異性カップルや子ども等を含んだファミリーシップ制度が求められていることが分かった。

3 主な意見

(1) 性的少数者のカップルが抱えている困難な状況

- 法律婚の家族ではないから、病院でパートナーの病状説明が受けられなかったり、携帯会社等の民間サービスを利用できなかったりする場合がある。関係性を示す証明書が必要である。
- 当事者は、特別な対応をして欲しいと思っているのではなく、マジョリティが使っている当たり前の制度等を利用できるようにして欲しいと願っている。当たり前のことを、当たり前にして欲しい。
- 住居を借りる際、同性カップルが借りようとする、不動産屋がオーナーに確認して断られることが多々ある。ファミリー向けの物件だと、より見つからない。
- 最近ではトランスジェンダーヘイトやバックラッシュの動きがあり、当事者と反対派のたたき合いの状況に、声を上げない当事者が傷ついている。
- 異性愛者は結婚するしないを選べるが、同性カップルは結婚自体も選べない。性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律では、手術で生殖機能を失うことで戸籍を変更することができるが、性別適合手術の後、亡くなってしまった人がいた。就職や結婚を機に、戸籍を変更するために手術をし、副作用で死んでしまうことがある。戸籍を変えるために命を懸けないといけない状況がある。
- パートナーシップ制度で家族割が使えらる携帯会社に行ったら、居住地ではパートナーシップ制度が導入されておらず、店員から「制度のある所に引っ越せ」と言われてしまった事例があった。

(2) 県がファミリーシップ制度を導入する必要性・意義・期待すること

- 制度利用の有無に関わらず、県がパートナーシップ制度を導入すること自体が大きな啓発となり、性の多様性への県民の理解が広まると思う。また、県が姿勢を見せることで、当事者の自己肯定感につながる。
- 導入していない市町村もあるので県としてパートナーシップ制度を導入してほしい。また、制度を導入している市町村においても、住んでいる市町村では知り合いが働い

ているので避けたい人もいる。選択の幅を広げる上でも県に導入してほしい。

- 県内の導入自治体から未導入自治体に引っ越しをするケースであっても、県単位の制度があれば、パートナーや子ども等との関係性を示すことができる。
- 会社の就業規則等を変更し、LGBT当事者も利用できる社内規定を検討する際に、証明書として市町村のパートナーシップ証明書を活用しようか、という話が挙がる。その際に制度未導入の自治体に住んでいる従業員の扱いについて困っているという話もある。県が導入していれば、県内企業の社内規定改正時の助けにもなる。
- 同性カップルが公営住宅に入居できるよう、家族要件の拡充が必要。
- パートナーシップ制度が生活等の困りごとの解決の一助となる。困っている人が多いので、早く導入されることが望ましい。
- 保育園に預けるときの、証明書があれば関係性の説明の負担が減る。
- 本来は基礎自治体である市町村でやるものであると思うが、そこを補完する形で県がやってよいと思う。選択する自由は、あればあるだけ良い。
- ぜひ県で導入して欲しい。地方の市町村ほど、行政に導入して欲しいとアクションを起こせない。そこをカバーできるのは県である。

(3) 制度設計に係る各論

ア 対象者について

- 対象者については、同性カップルに限定せず、異性カップルも含んだ幅広いものにした方が望まないカミングアウトを防ぐことができるのでよい。
- 子育てをしている（希望している）同性カップルが増えているので、パートナーシップ制度に加え、子どもを含んだファミリーシップ制度の方が、保育園や学校等に説明できてよい。
- ファミリーシップ制度のほうが、パートナーの子や親の看護が必要となったときに対応できる可能性が広がると思う。
- 手術等により、戸籍上は男女となったカップルが、法律婚に違和感を覚え、パートナーシップ制度を選択した事例がある。
- ファミリーシップ制度導入自治体のうち、子供の同意を一年ごとに取り自治体もあるようだが、同性カップルへの偏見のように感じる。頻繁に同意をとることは負担になり、制度利用が減ると思われる。
- 宣誓の対象者を「双方又は一方が性的少数者」としている自治体があるが、性的少数者であることは認定しようがないので、そのような制度設計には疑義がある。
- ファミリーシップ制度が導入されることを望んでいる。里親をしているカップルがいるが、幼稚園の送り迎えて関係性を示すのが大変で、片親扱いだと、お迎え等の育児の負担がのしかかる。園側も、関係性を示してもらうことで、不審者でないことが分かり、安心する。
- いつか子どもを育てたいからという理由で、ファミリーシップ制度を導入している市を選択したカップルがいた。

イ 対象地域について

- ・大阪府のような未導入市町村を対象地域とするのではなく、県内全ての自治体を対象とした制度の方が、利用者にとって分かりやすく、便利である。県内全域を対象地域として欲しい。
- ・県内全域が対象となる方がよい。望まないカミングアウトが生じる可能性を考え、地元の市町村では申請しにくいと感じる人もいる。

ウ 届出方式について（公正証書の提出を求めることについて）

- ・公正証書を必須とすることで制度を利用できない人も出てくる。公正証書を作成するのは、多額の費用が必要となる。
- ・渋谷区方式（公正証書必須）のメリットは、法的な効力があり、相続等の今後のことをしっかりと考えると良い面がある。ただ、全ての人がそこを求めているわけではない。制度の利用しやすさを考えると法律婚と同じように届出で良いと思う。公正証書は作りたい人が作ればよく、必須ではない。
- ・公正証書の提出は、法律婚との差が出るので、必要ない。

（４）他の自治体、民間企業等との連携について

- ・愛知、岐阜、三重、静岡等の近隣県が相互に連携し、申請書類の簡素化等の取組がなされると利便性がさらに高まる。
- ・近隣自治体で制度導入しているところが増えている。連携できる制度になるとよい。
- ・制度の実効性を高めることも必要。民間企業への働き掛けを行い、就業規則の見直しや対客サービスの対象としてもらう等、制度がより活用されるよう普及することも重要。

（５）性的少数者の人権全般に関すること

- ・介護や病気等が合わさると、掛け算のように困難性が増加する。比較的ユースのコミュニティは増えているが、年配層のコミュニティは少ないので孤立しやすいのだと思う。
- ・外国人が増えると犯罪が増えるといった意見と、トランスジェンダーが利用すると性犯罪が増えるといった意見の論調は同じ。なんとなくのイメージで語られることがある。
- ・当事者は、異性愛を前提とした教育や、ふとした先生の異性愛や結婚に関する言動の中で、自分はそこに当てはまらないのだ、と疎外感を感じ、自己否定してしまう。
- ・高い年代の人が差別的な訳ではなく、若い方でも偏見を持った人はいる。
- ・「人権」は、英語だと human right だが、right には人権という意味と、「正しい」という意味がある。日本語だと「権利」ばかりにフォーカスが当たり「特権が欲しいのか」と勘違いされるが、「人としての正しさ」という部分が注目されれば、もう少し優しくなれると思う。特権が欲しいのではなく、マイナスな現状を0にしたいだけである。
- ・トランスジェンダーやXジェンダー、ノンバイナリー等の性的少数者の悩みを一度で

理解することは不可能。「性別が揺れるということは、よくわからない」と言われるが、その分からない、という混乱を当事者は24時間持っている。ただ、世の中にはいろいろな人が居る、とわかって欲しい。

（６）その他

- ・地方の自治体では「パートナーシップ制度導入＝ゴール」となっている自治体が多い。単に導入するだけでなく、啓発を行い続けることが必要。
- ・そもそも、行政サービスに何があるのか知らないことが多いので、制度利用者が活用できる行政サービスの一覧があると良い。ただし、とにかく早くパートナーシップ制度を導入して欲しいので、サービス等の拡充・整理は後追いでもよい。
- ・財産対策で養子縁組をしているカップルでも、パートナーシップ制度を利用できるとしているところもある。
- ・パートナーシップ制度で、どんなサービスが利用できるか示してほしい。三重県でも一覧化している。可視化してもらうことで、利用しようと思うようになる。
- ・将来的に同性カップルも法律婚できるようになることも考慮し、条例ではなく要綱を根拠として制定した自治体もある。
- ・パートナーシップ宣誓をできる人は、両方がカミングアウトをしている等、ある程度環境を整え終えた人たちなので、県の成果として、宣誓件数を追うようなことはして欲しくない。
- ・宣誓者でなくても、住んでいる自治体が制度を導入すると、嬉しくなる。ユースコミュニティで「自分の住んでいる市が制度を導入した、この市に住んでいていいのだ」と喜んでいた子がいた。